

平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイフク
代表者名 代表取締役社長 竹内 克己
(コード番号 6383 東証・大証第一部)
問合せ先 取締役本社部門長 猪原 幹夫
(TEL . 06 - 6472 - 1261)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の(一部)変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 90 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 小牧事業所の A S / R S 工場ならびに工作工場の滋賀事業所移転に伴い、工場跡地の有効利用を行うため、目的事項を追加するものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 電子公告制度の導入を採用するため、所要の変更を行うものであります。(変更案第 5 条)
- (3) 第 7 号議案でご承認をお願いしております事前警告型の買収防衛策導入に備えるため、また、事業拡大に適応した機動的な資金調達を行えるようにするため当社の発行可能株式総数を増加するものであります。(変更案第 6 条)
- (4) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)ならびに会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)および会社計算規則(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお願いするものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、参考書類等のインターネット開示の規定を新設するものであります。(変更案第 17 条)

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録により可決とみなすことができるよう、現行定款第 24 条に第 3 項を新設するものであります。(変更案第 25 条)

剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、剰余金の配当決定機関を取締役会とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 37 条)

あわせて、剰余金の配当等、いわゆる中間配当の実施を行う場合にこれを容易にするべく所要の変更を行うものであります。(変更案第 38 条)

(5) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2 . 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3 . 日程

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 定款変更議決決定取締役 | 平成 1 8 年 5 月 1 9 日 |
| (2) 定時株主総会開催予定日 | 平成 1 8 年 6 月 2 9 日 |
| (3) 定款変更の効力発生日 | 平成 1 8 年 6 月 2 9 日 |

以 上

別 紙

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目 的) 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 諸機械、器具および電気機械、器具の製造販売 2. 前項の機械、器具の設置工事ならびに土木工事、およびこれに附随する施設の販売 3. 建築設計ならびに工事請負 4. 貨物運送取扱事業 <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 前記各項に関連する一切の業務 	<p>第2条(目 的) 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 諸機械、器具および電気機械、器具の製造販売 2. 前項の機械、器具の設置工事ならびに土木工事、およびこれに附随する施設の販売 3. 建築設計ならびに工事請負 4. 貨物運送取扱事業 5. <u>不動産賃貸業</u> 6. 前記各項に関連する一切の業務
<p>(新設)</p>	<p><u>第4条(機関の設置)</u> 当社は取締役会、監査役、監査役会、および会計監査人を置く。</p>
<p>第4条(公告方法) 当社の公告は<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第5条(公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告を行うことができないときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u></p>
<p>第5条(会社の発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は2億株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>2億5千万株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第7条(株券の発行)</u> 当社はその株式に係る株券を発行する。</p>
<p>第6条(自己株式の取得) 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、<u>取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条（1単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 当社の1単元の株式の数は500株とする。</p> <p>2. 当社は1単元に満たない株式の数を表示した株券を発行しない。</p>	<p>第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、500株とする。</p> <p>2. 当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。</p>
<p>第8条（単元未満株式の買増し） 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>第9条（単元未満株式の買増し） 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>第9条（名義書換代理人） 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>
<p>第10条（基準日） 当社は毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 11 条 (株式取扱規則)</p> <p>当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第 11 条 (株式取扱規則)</p> <p>当社の株主の権利行使、株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取りおよび買増請求の取扱い、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 12 条 (基準日)</p> <p>当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、<u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>第 12 条 (株主総会の招集)</p> <p>定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、<u>臨時株主総会は必要ある場合にこれを招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p><u>ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>第 13 条 (招集の時期)</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 13 条 (株主総会の議長)</p> <p>株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。</p> <p><u>ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>第 14 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第 14 条 (決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。</u></p>	<p>第 15 条 (決議要件)</p> <p>株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条（議決権の代理行使） 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 <u>ただし、株主または代理人は委任状を当会社に差出さなければならない。</u></p>	<p>第 16 条（議決権の代理行使） 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として<u>その</u>議決権を行使することができる。<u>この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>第 17 条（参考書類等のインターネット開示） 当社は株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。）および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p>
<p>第 16 条（議事録） 株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録して、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 2. 株主総会の議事録は、原本を決議の日から 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</p>	<p>（削除） （削除）</p>
<p>第 17 条（選任） 取締役は株主総会で選任する。 2. 前項の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>	<p>第 18 条（選任） （削除） 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 2. （現行どおり）</p>
<p>第 18 条（員数） 当会社の取締役は 25 名以内とする。</p>	<p>第 19 条（員数） （現行どおり）</p>
<p>第 19 条（任期） 取締役の任期は就任後、1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第 20 条（任期） 取締役の任期は選任後、1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 20 条（役付取締役）</p> <p>取締役会の決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 21 条（役付取締役）</p> <p>取締役会の決議をもって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 21 条（代表取締役）</p> <p>取締役会長、取締役社長、取締役副社長及び専務取締役は、各自当会社を代表する。</p>	<p>第 22 条（代表取締役）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第 22 条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会は法令に別段の定めある場合を除き取締役社長がこれを招集する。</p> <p>ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。</p> <p>ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 23 条（取締役会の招集）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第 23 条（取締役会の議長）</p> <p>取締役会の議長は取締役社長がこれにあたる。</p> <p>ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第 24 条（取締役会の議長）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>第 24 条（取締役会）</p> <p>取締役は取締役会を組織し会社の重要な業務執行を決定する。</p> <p>2. 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の 3 分の 2 以上の同意をもってこれを行う。</p>	<p>第 25 条（取締役会）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について、提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示し、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u>
第25条(取締役会の議事録) <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u> 2. <u>取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</u>	(削除) (削除)
第28条(報酬) <u>取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会において定める。</u>	(削除)
第29条(選任) <u>監査役は株主総会で選任する。</u> 2. <u>前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	第28条(選任) (削除) <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>
第30条(員数) 当会社の監査役は5名以内とする。	第29条(員数) (現行どおり)
第31条(任期) <u>監査役の任期は就任後、4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	第30条(任期) <u>監査役の任期は選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>
第32条(常勤の監査役) <u>監査役は互選により常勤監査役を定める。</u>	第31条(常勤監査役) <u>監査役会は、監査役の中から、常勤監査役若干名を選定する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 33 条（監査役会の招集） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 32 条（監査役会の招集） （現行どおり）</p>
<p>第 34 条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行う。</p>	<p>第 33 条（監査役会の決議方法） （現行どおり）</p>
<p>第 35 条（監査役会の議事録） 監査役会の議事の経過の要領および結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。 2. 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第 36 条（監査役会規定） 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規定による。</p>	<p>第 34 条（監査役会規定） （現行どおり）</p>
<p>第 37 条（報 酬） <u>監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会において定める。</u></p>	<p>（削除）</p>
<p>第 38 条（営業年度） 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>第 35 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第 36 条（剰余金の配当決定機関） <u>当社は取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u> 2. <u>当社は前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 39 条 (利益配当)</p> <p>利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを支払う。</p>	<p>第 37 条 (剰余金の配当の基準日)</p> <p>剰余金の配当としての期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</p>
<p>第 40 条 (利益配当金の除斥期間)</p> <p>利益配当金が支払開始の日から満 3 カ年経過してもなお受領されないときは当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第 38 条 (配当金の除斥期間)</p> <p>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>